

多摩市公契約条例 60歳以上適用に向けたアンケート 集計結果

実施期間： 令和7年8月22日（金）～令和7年9月12日（金）

送付・回答状況

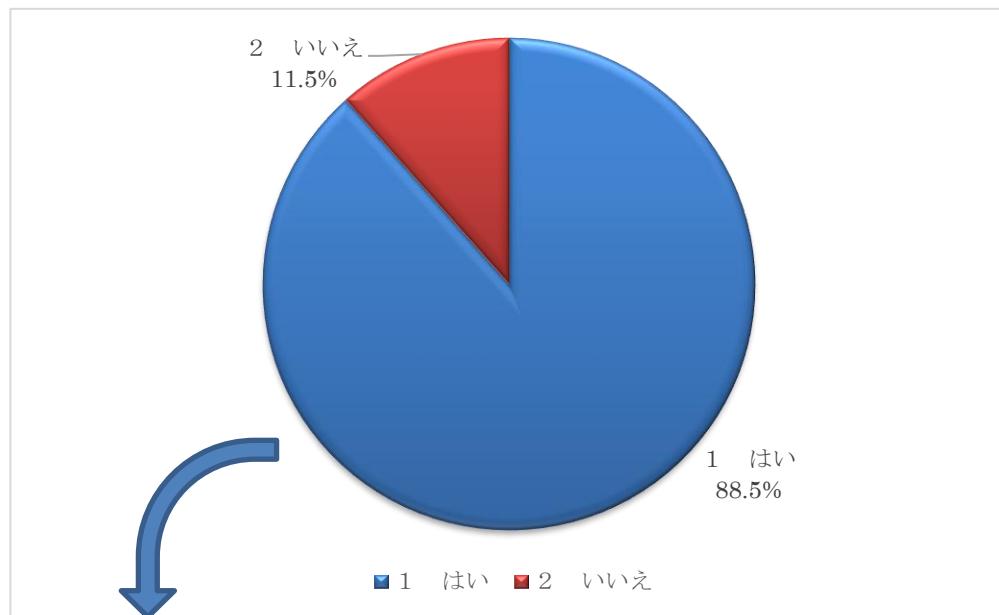
送付事業者数	回答件数	回収率
47	26	55.3%

※設問によって複数回答や未回答があるため、回答件数と一致しない。

Q 1 多摩市から受注している公契約条例対象業務について、60歳以上の労働者の雇用状況の現状について、お聞かせ下さい。

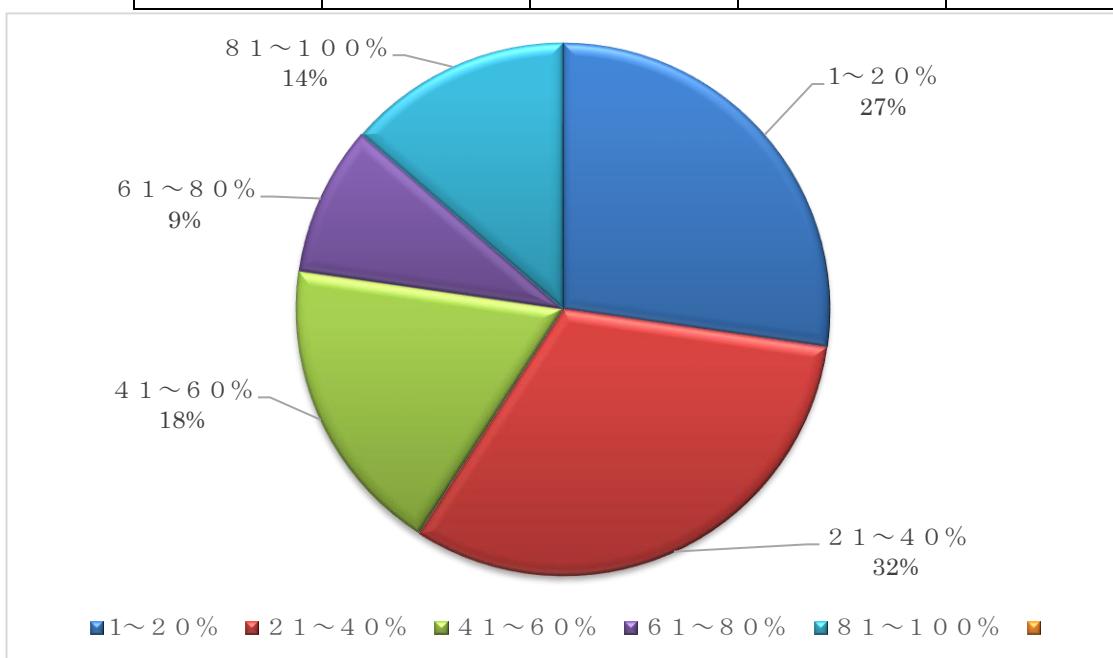
- (1) 60歳以上の労働者を雇用されていますか。 (一つを選択して下さい。)

はい	いいえ
23	3



- (2) 雇用されている場合、雇用されている全ての労働者のうち、人数的にどの程度の割合を占めていますか？(おおよその数字でも構いません)

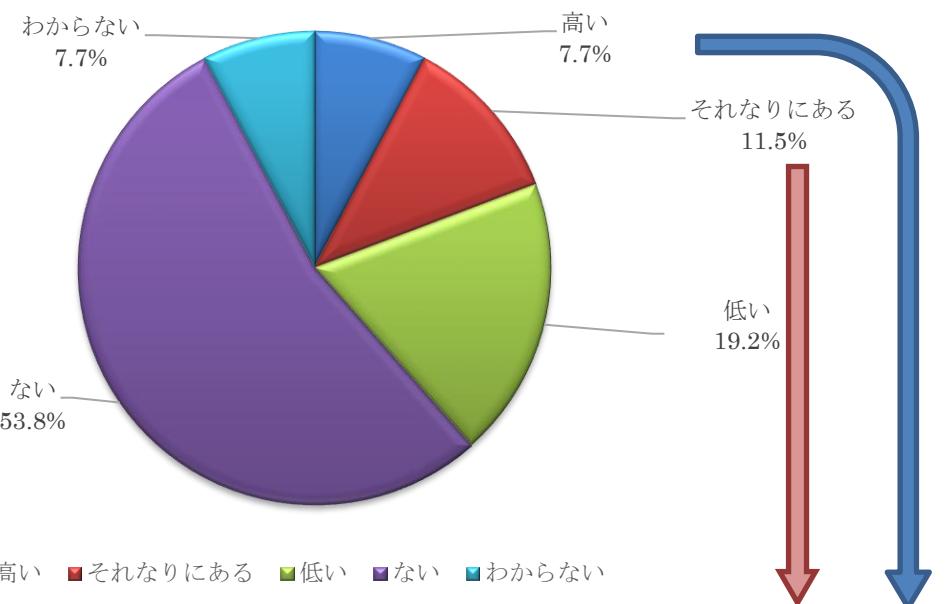
割合	回答
1~20%	6
21~40%	7
41~60%	4
61~80%	2
81~100%	3



Q 2 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とし、労務報酬下限額の適用を受けた場合に事業運営上問題が生じるか、お考えをお聞かせください。

(1) 事業運営上に問題が生じる可能性が

高い((2)へ)	それなりにある((2)へ)	低い	ない	わからない
2	3	5	14	2



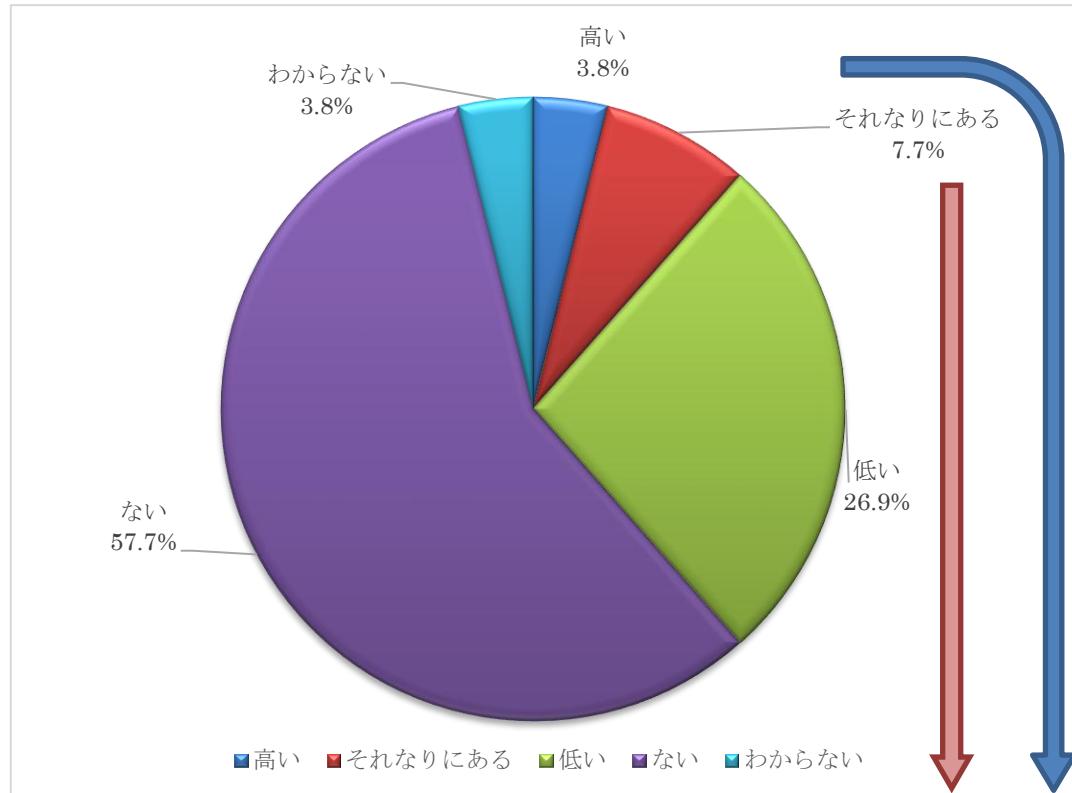
(2) 「高い」「それなりにある」とお考えの皆さんにお伺いします。具体的にどのような問題が生じることで事業運営上に影響・問題が生じてしまうかをお聞かせ下さい。

- ① 収支に影響を及ぼす。
- ② 60歳以上における労働時間・日数などの減要望者が生じ易くなり、59才以下の労働意欲に良い影響を与えるとは思えない。目的とは異なるが、折角世代間格差の減少に少なくとも繋がっていたのに勿体ないと思う。
- ③ 指定管理公募時に見込むことが出来なかった費用のため、提案収支・予算に組み込んでおりません。そのため、収支が成り立たなくなり、事業継続することが難しくなります。
- ④ 弊社はシニア世代が主力であるため、条例の労働報酬下限を一律適用すると、事業採算性や柔軟な雇用維持に支障が出る可能性がある。
- ⑤ 作業能率や効率で差が生じるであろう中で同賃金で働くことが他職員の不満に繋がることとなるため。

Q 3 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とし、労務報酬下限額の適用を受けた場合に労働者の雇用機会が減少するおそれが生じるか、お考えをお聞かせください。

(1) 60歳以上の労働者の雇用機会減少するおそれが

高い((2)へ)	それなりにある((2)へ)	低い	ない	わからない
1	2	7	15	1

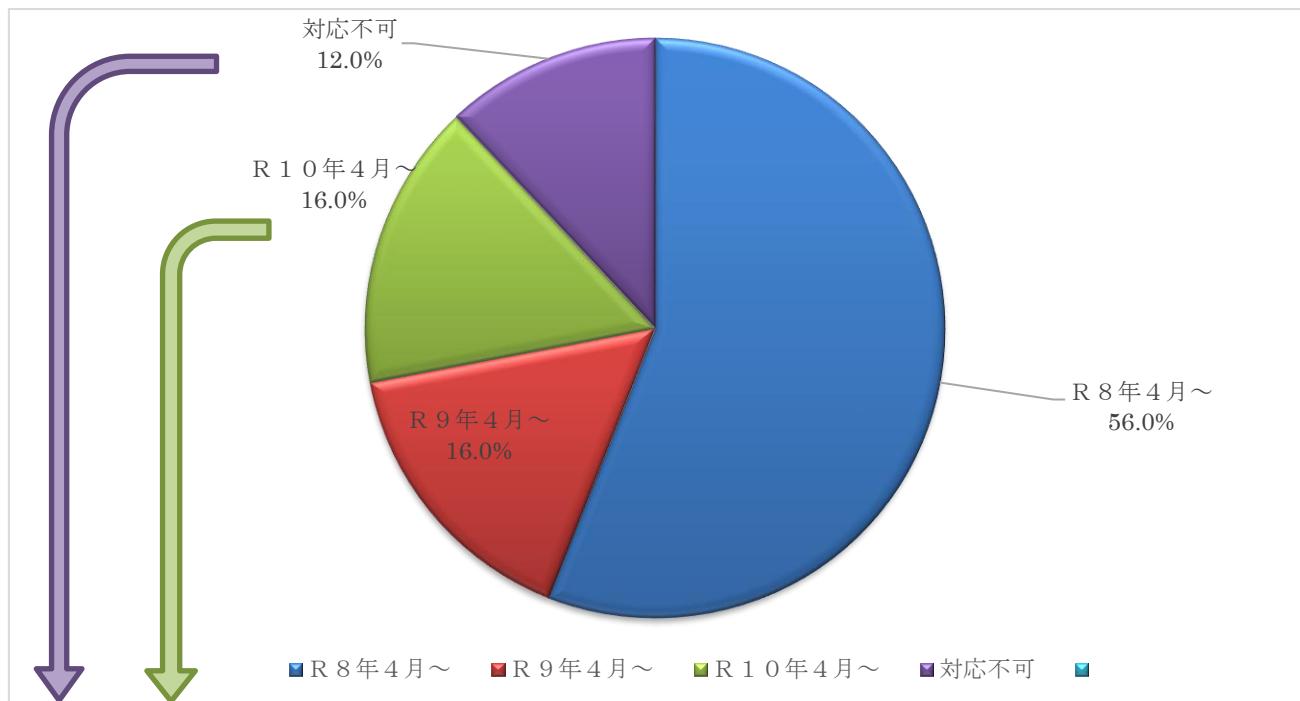


(2) 「高い」「それなりにある」とお考えの皆さんにお伺いします。具体的にどのような問題が生じることで60歳以上の労働の雇用機会が減少してしまうかをお聞かせ下さい。

- ① 業務パフォーマンスが高い方が優先に採用されるようになる
- ② 適用されるタイミングが、公募前段階で事前にわかつていれば、「ない」になるかと思います。しかしながら、期間内に変更となってしまう場合かつ、市からの補填や納付金減額等の協議が成立しない限り、雇うことが出来なくなります。但し、本事業の特性上、雇わざる負えない状況もあるため、Q 2での回答の通り、そもそも事業継続が困難となります。
- ③ 業務内容によるが、本職場に関しては体力的な面、記憶力、瞬発力、柔軟性といったものが必要不可欠であり、大きな影響があるため。

Q 4 今後、60歳以上の労働者も多摩市公契約条例の適用対象とする場合、何年後であれば影響・問題が生じないかお教えください。

R 8年4月～	R 9年4月～	R 10年4月～ (2)～	対応不可((2) ～)
14	4	4	3



(2) 「R 10年4月～」「対応不可」と回答いただいた皆さんにお伺いします。具体的にどのような影響・問題が生じるかをお聞かせ下さい。

- ① 現時点では問題が生じてないため
- ② 対応を行った場合、業務の収支改善を行うことになるため、現在契約が残っている業務は対応試算をしていないので、影響が出てしまう。
- ③ 運営面において労働時間、労働日数の減要望が生じてきた世代である事から実施するのであれば就職氷河期世代が60才を超える頃で良いと思います。円安・物価高等言われているが、運営上で実際生じてきている事象と随分乖離している印象。
- ④ 弊社が受注している案件については、5年間の指定管理であり、「令和3年4月～令和8年3月」までの案件となります。但し、「令和8年4月～令和13年3月」までの公募が終了しているため、その次の指定管理期間（令和13年4月～）適応であれば、影響・問題は生じません。若しくは、それ以前に適用となる場合には、市からの補填や納付金の減額等の協議が成立した場合には、影響・問題は生じる恐れが少ないと想います。
- ⑤ 将来的に何年後で影響がなくなるかは、シニア主体の人員構成・業務量・施設契約状況などが変動するため予測できない。このため、特定の年数を示すことは現状では困難である。
- ⑥ 本質的な改善が見込まれることに予測が困難であるため。